○国土交通省告示第二百六十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十六日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
長岡市大荒戸町字南沢一〇九番四から同市上野町字四ツ割八六〇番二まで	前	最大 四七	四九六
		最小 二七	
	後	最大 三四四	
		最小 三三	

○国土交通省告示第二百六十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
伊那市西町二六九番五三から同市西町二六九番三四まで	前	最大 一八三	一三九
		最小 六一	
	後	最大 一九二	
		最小 六一	

○国土交通省告示第二百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画公園事業五・五・二百七―二号安満遺跡公園

三　事業施行期間　自平成二十七年二月二十六日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府高槻市八丁畷町地内

使用の部分　なし

○国土交通省告示第二百七十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年二月十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5308号	電子海図情報表示装置	日本無線株式会社	東京都三鷹市下連雀五丁目1番1号
第5309号	ＪＡＮ―9201	〃	〃

○国土交通省告示第二百七十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年二月十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5320号	航海情報記録装置	ＶＲ―7000	古野電気株式会社　兵庫県西宮市芦原町9番52号

○環境省告示第二十四号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十六条第三項の規定に基づき、平成二十七年二月二十六日付けをもって次の保護増殖事業を認定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年二月二十六日

環境大臣　望月　義夫

一　認定を受けた保護増殖事業を行う者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都品川区西五反田三丁目九番二十三号

公益財団法人日本野鳥の会

理事長　佐藤　仁志

二　認定を受けた保護増殖事業の事業計画

イ　事業計画の名称

シマフクロウ保護増殖事業計画

ロ　事業計画の区域

北海道東部

ハ　事業計画の期間

平成二十七年二月二十六日から平成三十四年二月二十五日まで

ニ　事業計画の概要

生息環境の確保及び整備、給餌、監視並びに普及啓発

○東北地方整備局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十六日

東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　栗原都市計画道路事業三・四・二号源光町田線

三　事業施行期間　自平成二十七年二月二十六日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮城県栗原市築館字源光、字伊豆野原及び字内沢並びに築館伊豆三丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十五号